

給排水設備工事に関する留意事項

1 給水装置工事および排水設備工事に係る取扱指針について

給水装置工事および排水設備工事に係る取扱指針は、ホームページからダウンロードをしていただくこととなっています。追録等は各指定工事店にて毎年忘れずにダウンロードしていただき、加除をお願いします。データは今年度分の追録のほか、過去の追録や部ごとのダウンロードが可能となっていますのでご活用ください。また、インターネット環境が整備されていない指定工事店には業務課窓口にて追録の原稿をお貸ししますので、利用する方は複写後ご返却ください。

函館市公式ホームページアドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp>

○ 給排水工事に係る取扱指針のダウンロードは、トップ画面から

「市民の方へ」⇒「くらし」⇒「上下水道・温泉・浴場」⇒ 企業局上下水道部の「事業者向け情報」⇒「指定工事事業者へのお知らせ」⇒「給水装置および排水設備工事に係る取扱指針（リンク）」のページで行ってください。

2 給水装置工事関係

（１）設計審査申請に必要な書類について

- ① 給水装置工事申込書・・・・・・・・ 第1号様式（コピーの際は、裏面も忘れずに）
- ② 位置図・・・・・・・・・・・・・・ A4サイズの住宅地図
- ③ 給水装置工事設計材料書・・・・・・・・ A4サイズ
- ④ 給水装置工事設計図・・・・・・・・ 平面図（本管～メーターまで）（1）
平面図（メーター～末端給水栓）（2）
立体図（メーター～末端給水栓）（3）
- ⑤ 給水装置損失水頭計算書・・・・・・・・ 2戸以上および管理者が必要とする場合
- ※ 所有者、指定事業者名および主任技術者名が記載された表紙を添付すること。
- ⑥ 道路占用に係る書類（道路部分を工事する場合のみ）
※ 道路使用許可書（警察）については、道路交通法の規程により、必ず所轄警察署長に道路使用の許可を受け、各指定事業者にて適切に管理してください。（局への提出は不要とします。）ただし国道については、道路管理者が確認を求めていることから提出をお願いします。
- ⑦ 給水装置工事申込書提出に伴う書類の確認書
- ⑧ その他・・・・・・・・・・・・・・ 管理者が必要とする書類（給水装置所有者変更届ほか）
- ※ 特殊器具等を設置する場合は、給水装置工事材料書や工事図面に必ず記載してください。
また、水道法で定める構造および材質の基準に適合しているか確認が必要となりますので、性能基準適合証明書等を提出してください。

- ア 平面図および立体図は、「給水装置工事に係る取扱指針」(第 1 部 P 5 5 ~ P 5 9) のとおり作図してください。

イ アパート等で複数メーターを設置する場合、しゅん工図は各メーターから給水装置までの系統が実際の配管と整合性がとれているものを提出してください。

また、メーターの配列と部屋の位置関係については、規則性をもった配管を行うようお願いします。

ウ 記入事項（必須項目）は以下のとおりとし、記入漏れの無いようお願いします。

- ・ 方位を記入すること。
- ・ 設置場所付近の状況を記入すること。（既設管（口径，管種含む），住所）
- ・ 道路の種別（幅員，歩車道区分，管理区分等），道路名（正式名称），道路幅
- ・ 建物の位置，大きさを記入すること。
- ・ 隣接家屋の名称，境界および距離を記入すること。
- ・ 既設管との接続箇所，分岐および分岐止め，宅内パイプエンド等のオフセット（3点）
- ・ 平面，立体図に管種，口径，延長を記入すること。

エ 既設管との接続箇所や分岐および分岐止め、宅地内パイプエンド等のオフセットの記入については、オフセット実測優先順位および測定位置を順守してください。

オフセット実測優先順位および測定位置（3点オフセットを測定する）

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 1) 橋の高欄・床版 | ・ ・ ・ 端点 |
| 2) 他の仕切弁マンホールおよび仕切弁きょう | ・ ・ ・ 中心 |
| 3) 地上式消火栓 | ・ ・ ・ 前面 |
| 4) 汚水，雨水の公設マンホールおよび公設汚水桝 | ・ ・ ・ 中心 |
| 5) コンクリート柱（北電，N T T，信号等） | ・ ・ ・ 前面（柱番号も記載） |
| 6) 用地境界杭 | ・ ・ ・ 中心 |
| 7) 歩車道境界縁石 | ・ ・ ・ 車道側からの鉛直距離 |
| 8) 官民境界縁石 | ・ ・ ・ 民地側からの鉛直距離 |
| 9) 街灯柱 | ・ ・ ・ 前面 |
| 10) グレーチング桝 | ・ ・ ・ 角 |
| 11) 公共建築物 | ・ ・ ・ 角 |
| 12) 一般建築物 | ・ ・ ・ 角 |
| 13) その他実測可能なもの（ただし移動する可能性が低いもの） | |

※玄関フード、物置、樹木等は測定に使用しないこと

⑤ 工事写真関係

工事検査申請書に添付する工事写真については、宅地内工事写真（特に埋設深度やパイプエンド箇所）の撮り忘れや、スパンゲージ棒を設置していない写真が提出されていることがありますので注意してください。（接続部はあるが、スタッフをあてた写真がない等）

⑥ 水圧試験記録表

給水装置工事では、分岐止めやパイプエンド等を除き、水圧試験を行うこととしていますので、確実に実施してください。また、実施にあたっては所定の水圧（1.0 Mpa）で3分間保ち、加圧から減圧までを1ストロークとして記録してください。

⑦ 工事しゅん工検査表

⑧ 路面復旧完了届・道路占用完了届（道路部分を工事した場合のみ）

⑨ 給水装置工事検査申請書提出に伴う書類の確認（チェックシート）

（3）事前の協議について① 中層建築物の事前協議について

現在、「中層建築物直結給水の取扱い」において4階以上5階までの建物（4階未満であっても、給水用具の配水管布設道路面からの高さが8m以上であるものも含む）の直結給水を認めておりますが、市街地でも場所によっては様々な事情で直結給水が困難な場合があります。

そのため、計画・設計段階で付近の配水管の状況を調査し、階数に応じた最小動水圧が年間を通じて確保可能か、事前協議を行い確認してください。

② 中高層建築物の直結増圧給水の取扱いについて

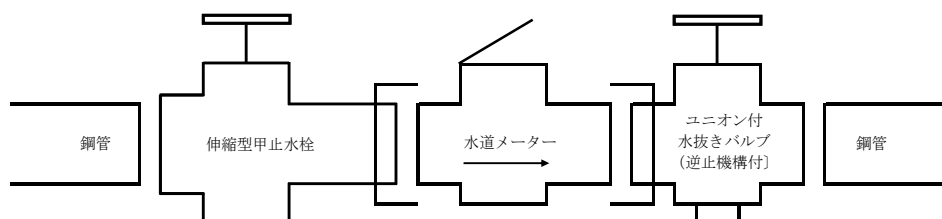
平成28年4月1日に施行しました中高層建築物の直結増圧給水は、「中高層建築物の直結増圧給水の取扱い」により運用を開始しております。これにより、事前協議を行い適合している建築物については、10階程度までを標準とする高層建築物への直結増圧給水が可能となりましたので、設計の際には検討を行ってください。

※ 詳しくは「給水装置工事に係る取扱指針」（第2部P65～P85）を参照してください。

③ パイプシャフト内の配管について

平成28年4月1日より、パイプシャフト内配管は、メーターの流入側に伸縮型甲止水栓、流出側に逆流防止機構付の水抜きバルブを設置することになっていますので、十分に注意してください。

なお、既存の建築物における直結切替、内部改造等の工事の際には、パイプシャフトや給水装置の構造上困難な場合が予想されることから、その都度協議を行ってください。

④ 計画給水量の算定について

集合住宅および開発行為等における計画給水量の算出については、以下に注意して設計・計算を行ってください。（「給水装置工事に係る取扱指針」第1部P4～P9-1参照）

ア 同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択してください。

イ 給水管口径の決定にあたり、管内流速は原則 2 m/秒以内となるよう設計してください。

ウ 設計水圧は、取扱指針のとおりとしてください。

エ 損失水頭計算が必要な建物等の申込みを行う場合については、事前に給排水検査担当と打合せするようお願いします。

※ 計算方法等のご相談も随時受付けますので、給排水検査担当までお問合せください。

⑤ 水道連結型スプリンクラー設備の取扱いについて

平成 29 年 4 月 1 日より「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る取扱い」を、取扱指針に掲載しております。詳しくは「給水装置工事に係る取扱指針」（第 2 部 P 59 - 1 ~ P 60）を参照してください。

⑥ 裸銅管使用の自粛について

裸銅管使用の自粛については、説明会や業務課だより等で度々お願いし、指定事業者の方々からご協力を得たことにより、使用件数が非常に少なくなっている状況ですが、今後も改めて使用の自粛をお願いします。

⑦ 将来用の給水管について

給水装置を将来設置するための屋外給水管または屋内立ち上がり管等を施工する場合、末端を閉止（エンド・プラグ）すると停滞水が生じるため、蛇口を設けるようにしてください。

※バルブ止めにおいても同様に末端に蛇口を設けること。

⑧ 特殊器具の取扱いについて

店舗等に用いる特殊器具については、水道法で定める構造および材質の基準に適合しているか確認が必要となっています。（性能基準適合証明書等）

⑨ 水道直結即湯システムについて

循環式給湯装置については、使用圧力や施工方法、性能基準適合証明等の確認について事前に管理者と協議を行い、適正な維持管理を目的とした管理上の責任に関する確認書を所有者より提出していただいたうえで、直結給水を認めております。この場合、配水管への影響を考慮し、水道メーター以降の維持管理が容易な箇所に逆流防止性能を有する給水用具を設置してください。

また、事前に協議がなかった場合や機器のバージョンアップ等で型式が変更になった場合等は、機器の確認のため審査に時間がかかるおそれがありますのでご注意ください。

⑩ 受水槽式給水建造物の直結散水栓等の設置について

平成 30 年の 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により函館市でも長時間の停電が発生しました。このことにより受水槽式給水建物では、水道が使えない事例が多かったことから、停電時でも使用できる直結散水栓等の設置条件について、企業局だより・ホームページ等で広報しております。

これまでは、参考メーターの一次側から分岐することとしておりましたが、条件により、参考メーターから受水槽までの二次側からの分岐についても可能となりましたので、建物の管理者等から相談がありましたら対応をお願いいたします。

⑪ 非常用貯水槽の取扱いについて

防災意識の高まりを背景に、水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保する目的で、集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる「非常用貯水槽」のニーズが今後想定されることから、設置および配慮事項等について取扱指針に掲載したので、第2部P86・87を参照してください。

⑫ 配水用ポリエチレン（HPPE）管からの分岐について

企業局管路整備室では、令和6年度より東部地区の一部において、配水用ポリエチレン（HPPE）管を試験施工で布設しており、給水装置工事で配水用ポリエチレン管から分岐する場合は、施工時に留意事項がありますので、事前に業務課給排水検査担当（TEL 27-8743）までご確認ください。

（４）水道メーターについて

① 水道メーターの選定について

新たに設置する水道メーターの形式は原則下記のとおりとなります。

本 局 管 内： 口径 13mm～ 40mm は直読式水道メーター

口径 50mm～100mm は電子式遠隔表示装置付水道メーター

口径150mm・200mm は電磁式遠隔表示装置付水道メーター

戸井・恵山・楸法華・南茅部支所の区域（以下4支所の区域）

： 口径に関係なく電子式遠隔表示装置付水道メーター

※ 遠隔表示装置は、建物の壁等に設置しますが、困難な場合には、ポール設置とします。

また、遠隔表示装置の設置する高さは、地上より1.5mとします。

② メーターボックスの取扱いについて

本局管内、4支所の区域ともメーターボックスの設置については、メーターの口径、設置数により管理者が定めた鋳鉄製、合成樹脂製、およびコンクリート製のものを使用し、屋外に設置する場合は、保護ボックス等を設置してください。

口径13mm～25mmまでのメーターは、基本的に設置深さ45cmで、鳥居配管とし、ボックスの中心線上に位置するよう設置し、メーターボックスは、止水栓、仕切弁のねじ部分、およびフランジ部分にかからないよう据付けてください。

③ 水道メーターおよびメーターボックスの設置位置等について

水道メーター設置箇所は、道路との境界に近接した屋外の宅地内で点検しやすく乾燥し、かつ、損傷・汚水浸入のおそれのない場所に設置してください。ただし、屋外に設置場所がないときは、屋内で検針およびメーターの取替えが容易にできる場所に設置してください。

④ 水道メーターの払出しについて

給水装置工事において水道メーターを設置する場合は、必要書類（水道メーター払出書・水道使用開始届・納入通知書兼領収書）を函館市水道お客さまセンター（企業局2階窓口）に提出し、払出しを受けてください。ただし、メーターを先出しした場合については、工事完成前に設置状況を検査致しますので、先出しメーター設置後は速やかに給排水検査担当までご連絡下さい。

なお、4支所の区域での工事に関しては、函館市水道お客さまセンター東部営業所でメータ

ーを受取ることも可能ですが、工事申込・検査手数料の支払いは函館市水道お客さまセンター（企業局2階窓口）となりますのでご注意ください。

⑤ 水道メーターの返納について

水道メーターは、水道の利用者もしくは給水装置の所有者に管理者（企業局）が貸与しているものです。給水装置工事や、家屋解体等で取外したものは、本局管内であれば函館市水道お客さまセンター（企業局2階窓口）、東部営業所管内であれば、函館市水道お客さまセンター東部営業所へ速やかに返納するようお願いいたします。返納が遅れた場合は、関係者に不必要な調査を行い、料金の請求が遅れるなど、お客さまにご迷惑をおかけする要因となりますのでご注意ください。

⑥ スパンゲージ棒について

短管等をスパンゲージ棒の代わりに使用しないでください。短管は水の使用が可能になり、盗水にも繋がることから、処分の対象となりますので、給水装置工事申請時に給排水指導担当より貸与されたスパンゲージ棒を使用してください。また、局のスパンゲージ棒と同等品をお持ちの場合は、承認後に使用可能となりますので、給排水指導担当へご相談ください。

なお、複数の現場でスパンゲージ棒の使い回しをすると紛失や返却時の事務処理に支障をきたしますので、工事完了後、立会検査時まで速やかに返納してください。

⑦ メーターパイロットの不規則な動作について

メーターパイロットが左右に微動する場合、給水装置内に圧縮・膨張の媒体（空気溜り）が生じていることが考えられ、末端給水栓より媒体（空気溜り）を排出することで解消されますが、解消されない場合などについては、函館市水道お客様センター（TEL 27-3666）へお問合せください。

（５）給水装置工事の立会検査について

① 分岐穿孔工事（φ40mm以上）の施工時間帯について

局検査員の立会を要する分岐穿孔工事のうちφ40mm以上の分岐については、従来どおり13:30～15:30の施工を原則とします。ただし、諸事情によりその時間帯以外の施工を希望する場合は、早めに担当検査員までご相談ください。

② 完成立会検査について

工事完成後の立会検査は、給水装置工事検査申請書が提出された翌日以降5日以内としていることから、「給排水立会検査予定台帳」に立会検査日を記入する時は、これを越えないよう注意してください。

③ 立会検査の有無について

立会検査の有無については、承認通知書の立会検査欄および給水装置工事に係る取扱指針のP61～P62の立会検査区分を確認のうえ立会検査を受けてください。

（６）道路占用申請について

① 市道における3年規制および都市計画道路の舗装工について

市道の3年規制の制限を受ける道路および都市計画道路の舗装工については、影響幅の外側を切削幅として切削機を用い、表層を切削・復旧することとなっています。詳しい内容に

については事前に函館市土木部道路管理課（TEL 2 1 - 3 4 1 6）へ確認してください。

② 国道における路上工事抑制期間について

函館開発建設部では、管内の国道道路利用者の快適な通行を確保するため、休日などの観光交通等による変動が多く見込まれる日を対象に、車線規制を伴う路上工事を減らす取り組みを行っており、「車線規制を伴わない工事」や「その他災害に起因する緊急工事」、「施工上やむを得ない場合等」以外については抑制期間内の工事をできるだけ行わないようお願いがありました。通常は土日祝日、またはその前後の日等を抑制期間としていますが、3月に関しては全ての日を抑制期間としていることから、事前に確認したうえで工事日程の調整を行うようお願いします。

詳しいことについては函館開発建設部 函館道路事務所管理係（TEL 4 9 - 2 6 3 1）までお問合せください。

③ 申請に必要な図書等について

国道については平成28年4月より電子申請を行っています。これに伴い、従来3部としていた国道の申請書類は1部のみに変更となり、データでの提出も可能となっています。提出可能なファイル形式等や、その他占用申請に係る問合せについては給排水指導担当までお問合せください。

なお、許可までの概算日数は各道路管理者によって違い、取扱指針に記載されている日数を要しますので、その期間を考慮して提出してください。

※ 提出図書および部数については「給水装置工事に係る取扱指針」（第2部 P 4 参照）に記載していますので、事前にご確認をお願いします。

④ 国道・道道の占用工事について

国道および道道は路面復旧方法などに違いがありますので、事前に各道路管理者と協議・打ち合わせのうえ、申請書類を作成してください。なお、廃止管は撤去が原則となっていますので厳守願います。

⑤ 道路使用許可書について（警察）

給水装置工事の申請の際に道路工事が伴う場合は、道路交通法第77条第1項（道路の使用の許可）の規程により、所轄警察署長に道路使用の許可を受ける必要があります。従来は企業局に許可証の写しの提出が必要でしたが、今後は企業局への提出を不要とします（国道を除く）。令和4年4月1日以降の工事申込については、各指定事業者にて道路使用許可書を適切に管理してください。

⑥ 占用工事完了届および路面復旧完了届の提出について

道路占用工事に伴う完了写真が基準どおりでないため、占用工事完了届が受理されない事例がありました。写真撮影に際しては必ず基準を遵守するようお願いいたします。舗装復旧を別途舗装業者が施工する場合についても取扱指針（第2部 P 9 参照）のとおり撮影するよう指示し、工事完成写真を速やかに提出してください。

また、指定事業者は給水装置工事の完成後も住民の苦情等に対応してください。

なお、路面復旧完了届については、私道の場合も提出が必要です。

⑦ 冬期間の舗装復旧について

冬期間の工事は舗装復旧ができない状態になっていますので、常温混合材の仮復旧箇所

については、常に巡回し事故防止に努めてください。また、年内に施工した箇所は、舗装復旧が完了しているか再度確認してください。

(7) 給水修繕関係

① サンドブラスト現象について

配水管や給水管の漏水に伴い、圧力の高い水が地中の土砂を巻き込んで他の地下埋設物を損傷することをサンドブラスト現象といいます。都市ガスパイプを損傷した場合、ガスパイプ内に水が入り込み広域にわたりガスの供給が不能となることから、水道工事の際は布設する給水管を他の埋設物より必ず30cm以上離して布設してください。

また、水道工事の際に既設水道管とガスパイプが近接していることが判明した場合には、水道管の防護措置は水道修繕センター（TEL 83-2661）に、ガスパイプの防護措置は北海道ガス（株）函館支店保安センター（TEL 42-3817）へ連絡し依頼してください。

② 給水装置の軽微な変更について

給水装置の軽微な変更については、水道法施行規則第13条にて「単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。」と定められており、軽微な変更を行った場合には、軽微な変更届を提出することになっています。

また、修繕工事のように配管の伴う部分的な取替えを行った場合は、修繕工事報告書を提出することとなり、それ以外については、改造工事等の申請が必要となりますので十分理解したうえで、適正な給水装置工事を施工するようお願いいたします。なお、修繕工事が改造工事か判断に悩んだ場合は業務課給排水指導担当（TEL 27-8742）へご連絡ください。

③ 給水装置の修繕について

ア 故障の状況に応じて適切な方法で修繕し、部品取替えできるものは調査のうえ施工してください。

イ 漏水修繕工事等でポリエチレン管に万力を使用した場合は、必ずMCユニオン等の補修継手を万力跡に取付けてください。

なお、MCユニオンはポリエチレン管の接続継手ではなく損傷跡の修繕用です。

ウ 漏水を修繕した場合は、修繕工事報告書にもとづいて、漏水が判明した時点を含む検針期間と、修繕した時点を含む検針期間の2回分が料金調整の対象となります。（ただし、水量によっては料金調整の対象とならない場合があります。）

なお、修繕工事報告書が未提出であった場合や提出が遅れた場合は、料金調整できない場合がありますので、修繕後は速やかに修繕工事報告書を管路整備室水道管路維持・温泉担当（FAX 23-7056）まで提出してください。

また、漏水が判明する以前の分や、判明後に修繕が遅れた場合等については、さかのぼって料金調整を行ったり、支払済みの料金を返金したりしません。

エ 修繕工事報告書に記載する指針は、修繕工事完了時の指針を記載してください。

指針および修繕日は料金調整の際に必要なとなりますので、お間違えのないようにお願いします。また、指針は小数点以下の数値まで記載するようお願いいたします。

オ 修繕までに日数がかかる宅地内漏水等は、緊急的に止水栓閉栓としているものがほとんどであるため、漏水箇所が修繕され、水道メーターのパイロットが停止している状態であれば、基本的に止水栓開栓を行うようお願いします。

また、その場合は、修繕工事報告書の右下の余白に「止水栓開栓」と記載するようご協力をお願いします。

④ 函館市４型防寒止水栓の補修材料について

- ・ 防寒止水栓のスピンドルとカバーがセットになった上部部品（カバー）については、口径１３mmと２０mmのみ「函館市４型防寒止水栓改良カバー」という材料名で函館管工事業協同組合（以降「函管協」）にて取扱いをしております。
- ・ 防寒止水栓のキー（長さ１m）およびハンドルについては、市内の管材料店で取扱っております。詳細については、函管協へお問合せください。
（函館市西桔梗町８１９番地６ TEL ８３－２６６１）

⑤ 凍結防止放水について

水道使用者がご自身の都合により凍結防止放水したものは料金調整の対象にはなりません。

⑥ 凍結防止およびPR・操作方法等について

新規に給水工事を施工した箇所は、水抜装置が確実に作動するかを確認してください。また、給湯配管のお湯抜きバルブや電動式水抜栓の操作等を使用者に十分説明してください。過去に、市内で解氷作業によって火災が発生しました。電気解氷器にて解氷する場合は、長時間施工を避けるなど、火災にご注意ください。

⑦ 凍結解氷月例報告書について

凍結解氷を行った場合は、凍結解氷月例報告書を下記まで提出してください。

※ 管路整備室水道管路維持・温泉担当 （TEL ２７－８７５３ FAX ２３－７０５６）

⑧ 凍結解氷および給排水修繕工事の調査について

業務課だよりに同封しました調査にご協力頂き、ありがとうございました。

この調査に基づき函館市企業局凍結解氷および修繕工事対応指定工事事業者一覧表を作成し、函館市公式ホームページならびに企業局だより等広報紙に掲載しています。

この一覧表は対応工事および定休日・営業時間を記載しており、市民の方々にとって使いやすい一覧表となっています。今後ともこのような調査を行い、市民サービスの向上に役立てていきたいと考えていますので、ご協力の程よろしくをお願いします。なお、この調査にて対応不可と記載した指定工事事業者およびご回答が無かった指定工事事業者については、一覧表に掲載されませんのでご了承願います。

3 排水設備工事関係

（１）排水設備工事申請・完成に必要な書類について

① 排水設備工事の申請に必要な図書 （「排水設備工事に係る取扱指針」第３部P 6 4）

自己資金工事の場合

- ・ 排水設備計画確認申請書 別記１号様式（第２条関係）
- ・ 排水設備工事材料表 B 5 サイズ

- ・工事図面（平面図および立体図）・・・ 平面図（B4サイズ）立体図（大便器）

貸付資金工事の場合

- ・排水設備計画確認申請書・・・ 別記1号様式（第2条関係）
- ・排水設備工事設計書・・・ B4サイズ
- ・工事図面（平面図および立体図）・・・ 平面図（B4サイズ）立体図（大便器）
- ・貸付金申請書・・・ A4サイズ
- ・市・道民税納税証明書（申請者・保証人）・（前年度の証明）
- ・固定資産税納税証明書（申請者）・・・（前年度の証明）
- ・所得証明書（申請者・保証人）・・・（今年度の証明）※前年中の内容のもの
- ・建物の所有を確認できる書面（固定資産税課税明細，建物の登記事項証明書，権利書等）
- ・その他管理者が必要と認める書類・・・（自己・貸付共通）

② 完成届提出に必要な図書（「排水設備工事に係る取扱指針」第3部P66）

自己資金工事の場合

- ・排水設備工事完成届書・・・ 別記3号様式
- ・公共下水道使用開始届書・・・ 別記6号様式
- ・排水設備工事材料表・・・ B5サイズ
- ・工事図面（平面図および立体図）・・・ 平面図（B4サイズ）立体図（大便器）
- ・排水設備工事検査表・・・ B5サイズ
- ・水洗便所改造工事写真・・・ B4サイズ

貸付資金工事の場合

- ・排水設備工事完成届書・・・ 別記3号様式
- ・公共下水道使用開始届書・・・ 別記6号様式
- ・排水設備設計書・・・ B4サイズ
- ・工事図面（平面図および立体図）・・・ 平面図（B4サイズ）立体図（大便器）
- ・排水設備工事検査表・・・ B5サイズ
- ・水洗便所改造工事写真・・・ B4サイズ
- ・貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書・・・ A4サイズ
- ・借用書・・・ 別記4号様式（第5条関係）
- ・印鑑登録証明書（申請者・保証人）・・・ 完成届書提出日の3ヶ月以前に発行されたもの
- ・その他管理者が必要と認める書類・・・（自己・貸付共通）

- ③ 工事図面（平面図）には，公私（道路）境界線を一点鎖線で，隣地境界線を二点鎖線で表示してください。また，方位の記入忘れが多いので注意してください。
- ④ 工事図面（平面図）には，台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所などの排水箇所のほか，散水栓も含めたすべての給水栓を表示してください。
- ⑤ 工事写真（着工前・完成後）を撮り忘れないようにしてください。（水洗化改造工事の場合）
- ⑥ 除害施設を設置する場合は，事前に申請者と水質指導担当で協議を行ったうえで，計画確

認申請書を提出してください。

- ⑦ 縦断的に変化のある地形に排水設備を設置する場合、平面図だけでは柵設置の必要箇所を確認できないため、縦断図を添付してください。
- ⑧ 仮設工事・外構工事であっても公共下水道に接続するものは排水設備計画確認申請が必要です。
- ⑨ 水洗化工事に伴いトイレ内の既設立ち上がり給水管の位置変更をする等、既設フレキシブル給水管との接合以外の工事を行う場合は、改造工事となり給水装置工事の設計審査および工事検査手数料が発生しますので、事前に現地確認を行ったうえで申請を行ってください。
- ⑩ 公共柵設置申請について

閲覧窓口での図面確認および現地調査の結果、工事申請に伴い新たに公共柵の設置が必要な場合は、管路整備室下水道設備担当と事前協議を行い、公共柵設置申請書を提出してください。（公共柵設置申請書は函館市のホームページからダウンロードできます。）

また、計画確認申請書を提出する際は、下水道設備担当から受ける仮承諾が記載されている公共柵設置申請書のコピーを添付し、確認を受けてください。（確認申請書を提出する前に、仮承諾を受けてください。）

なお、工事発注手続きや道路管理者との協議のため、公共柵設置が可能になるまでに最大2ヶ月を要することがあるので、日程に余裕をもって早めに申請するようお願いします。

（２）完成書類の提出時期と無届工事について

① 完成書類の提出時期について

完成書類は工事の完成後5日以内に提出してください。またその際は忘れずに給排水立会検査予定台帳へ記入し、完成検査を受けてください。

※ 排水設備工事完成届書は、「函館市下水道条例施行規程」第3条により、工事の完成後5日以内に提出することになっていますので、遵守してください。

② 無届工事について

環境部から最終汲取り情報を受け、現地確認により無届工事が発覚する事例があります。無届工事は違反行為であり処分の対象となりますので、必ず計画確認申請書を提出し確認通知を受けたうえで工事を行ってください。

（３）設計・施工上の留意事項

① 床下集合配管システムの取扱いについて

床下集合配管システムを使用する場合は、同システムを十分理解したうえ、住宅建築・販売会社と製品メーカーの使用条件や設置注意事項などに従って設置してください。

また、維持管理上の問題が生じないように、特に、申請者等にこのシステムの仕様等について理解を得る必要がありますので、十分説明をしてください。

床下集合配管システムの取扱いについては、平成30年4月1日より取扱指針に掲載しておりますので、詳しくは「排水設備工事に係る取扱指針」（第2部P36-1）を参照してください。

なお、床下集合配管システムを設置する場合、図面には「排水ヘッダー設置図」（第6部P84参照）を記載し、申請時には「床下集合配管システムに係る確認書」（第6部P85）

を、完成時には「床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表」（第6部P91）を提出してください。

② 屋内排水設備について

建物内の排水を床下等でまとめ、屋外設置枡へ接続する場合は、できるだけ末端に掃除口を設置するとともに、申請者へ維持管理の説明を必ず行ってください。

③ 泥溜め枡および浸透枡の設置について

公共下水道に雨水排水を接続する際は、土砂等の流入を防止する目的で泥溜め枡の設置をお願いしていますが、近年、無落雪住宅の増加や宅地内の舗装化などにより雨水流入量が増加傾向にあり、市街地における浸水被害の一因にもなっています。つきましては、雨水の地下浸透を促進し浸水被害の軽減を目的として、浸透枡の設置も合わせてお願いします。

ただし、申請者の負担を軽減するため、2つの機能を兼ね備えた塩ビ製かご付浸透枡の設置を可能とします。

④ 雨水排水の接続許可について

宅地内の雨水排水を雨水枡や側溝に接続する際は、施設の管理者（所有者）の許可が必要です。企業局所管の雨水本管（公共下水道）に接続する際は、排水設備計画確認申請書を提出し、その他の雨水本管に接続する際は、各施設の管理者（所有者）から許可を受け、利害関係人の記載や許可書の写しなどを提出してください。ただし、市道の雨水接続については、雨水本管が企業局所管であっても、グレーチング付雨水枡に接続する場合は、函館市土木部の許可を受け、その写しを提出してください。

※ 各施設の管理者（所有者）は次のとおりです。

○私 道→私道所有者

○市 道→函館市土木部道路管理課占用担当 (TEL 2 1－3 4 1 0)

○港湾道→函館市港湾空港部港湾課 (TEL 2 1－3 4 9 0)

○道 道→渡島総合振興局函館建設管理部事業課施設保全室 (TEL 4 5－6 5 0 0)

○国 道→函館開発建設部函館道路事務所総務課 (TEL 4 9－2 6 3 1)

⑤ 分流式下水道と合流式下水道について

函館市の下水道整備については、「汚水」と「雨水」を別々に流す「分流式」と、同じ管で流す「合流式」に区分をして整備が進められております。雨水を汚水に接続する誤接続があった場合、汚水処理のうえで大きな支障をきたし、汚水氾濫等の深刻な状況をひきおこす原因になりますので、分流式の区域においては汚水・雨水排水の接続先を計画時点より十分に確認してください。

また、排水設備工事は、企業局指定排水設備工事業者以外の方が施工することはできませんので、指定工事業者におかれましては、他の建築業者と連絡調整を図り、外構工事等で指定工事業者以外が公共下水道へ接続することのないよう十分注意してください。

誤接続が発見された場合、改善指導を実施しており、場合によっては多額の改善費用を必要とする場合があります。

⑥ 雨水流出抑制について

敷地面積が概ね 1,000 m²以上の建築行為等で雨水排水設備を公共下水道に接続する場合は、事前に業務課開発行為担当（TEL 2 7－8 7 4 1）と雨水貯留浸透施設等

の設置について打合せを行ってください。

なお、雨水流出抑制の詳細につきましては、函館市のＨＰに記載がありますので、それらをご参照ください。

ＨＰアドレス (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023092000039/>)

⑦ 分流改造地区内の水洗化工事について

分流改造地区においてトイレの水洗化改造工事を行う場合は、新築を除き、分流改造工事が施工済みであるかどうかを確認することが必要です。

未施工の場合は分流改造工事で施工する範囲がありますので、事前に調査・確認をしてから設計・見積をしてください。なお、都合により翌年度施工となる場合もありますのでご注意ください。詳しくは、管路整備室下水道設備担当（TEL ２ ７－８ ７ ５ １）にお問合せください。

⑧ 受水槽のオーバーフロー排水等について

受水槽設置箇所のオーバーフロー等の排水は全て汚水の扱いとなります。

⑨ 温泉排水（浴槽オーバーフロー水）について

温泉の浴槽オーバーフロー水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続する場合は、ヘア阻集器等を設置して下さい。事前に届出が必要ですので詳細については業務課水質指導担当（TEL ２ ７－８ ７ ４ ６）にお問合せください。

⑩ 公共枵への接続および公共枵を使用しなくなった場合について

民地側を掘削し宅内排水設備を公共枵に接続する際、公共枵周囲に埋設されている碎石や埋砂などの置換材が流出し、空洞となり陥没してしまう事例がありました。

公共枵周囲の土砂が流出した場合は、一度舗装を撤去するなどして確実に埋戻しを行い、陥没の防止に努めてください。特に深く掘削した場合に起こりやすいため、必要に応じて水替えや土留めを施すなど、十分に注意し施工してください。

また、建物の解体や建替えにより使用しなくなった公共枵は、宅地内の排水設備側から土砂等が流入しないよう閉塞するなど、適正に処理する必要があります。建物所有者や解体業者から給水装置の処置のみを依頼され、排水設備の処置を依頼されていない場合は、所有者や解体業者に処置の必要性を周知し、適正な処置がとられるようご協力をお願いします。

なお、上記の処置を行った場合は、公共下水道使用廃止届および処置状況がわかる写真、図面等を提出してください。

（４）下水の接続許可等に関する申請について

① 行為の許可申請

公共下水道処理区域外の土地からの下水を公共下水道施設へ接続し、処理しようとする場合には、許可申請を必要とします。

② 公共下水道私費工事承認申請

公共枵新設工事等の公共下水道施設に関する工事を管理者以外の者が行う場合は、管理者の承認を必要とします。

③ 一時使用許可申請

工事等により発生した工事湧水等を一時的に公共下水道へ接続し、処理しようとする場合には、許可申請を必要とします。なお、各申請については、事前に協議を必要としますので、詳細については、業務課開発行為担当（TEL 27-8741）にお問合せください。

（５）工場や事業場等の下水の排除について

① 下水排除の届出について

公共下水道処理区域内の工場または事業場から公共下水道に排除される下水には、下水道管や下水処理場の施設および機能に悪影響を及ぼすものもあるため、下水道法や函館市下水道条例で水質基準（下水排除基準）が定められています。

したがって、下水を適切に処理し基準内で排除する必要があるため、工場または事業場の状況を把握する目的で下水道法に基づき様々な届け出が義務付けられており、これらを行わない場合、下水道法に違反することになります。

排水の水質の規制が必要な施設として法令で定められている施設（特定施設）については、設置時には「特定施設設置届出書」を、構造変更時には「特定施設の構造等変更届出書」をそれぞれ工事着手の６０日前までに届出する必要があります。

企業局では、水質規制の一環として定期的に事業場へ立入検査を行い、各種届出書に記載された特定施設に関する内容の確認を行っていますが、設置者および企業局指定排水設備工事業者の方々は、工事を行う際には届出漏れがないよう十分注意してください。

各種届出等に関しご不明な点は、水質指導担当へお早めにご相談してください。

② ディスポーザについて

函館市で使用できるディスポーザ排水処理システムは、（公社）日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成２５年３月）」に基づき、同協会の規格適合評価および製品認証を受けたものに限ります。なお、排水処理装置のない「単体ディスポーザ」は設置できません。

また、事前に、函館市下水道条例に定める排水設備の計画の確認を受け、違反をすることがないようにご協力をお願いします。

③ グリーストラップの設置と適正な維持管理について

飲食店や業務用のちゅう房設備を設置している施設の排水には、動植物油脂類や食材くずなどのゴミが多く含まれそのまま放流すると下水管を詰まらせたり、下水処理場の処理に悪影響を与えたりすることがあります。

そのため、ちゅう房設備を設置する排水設備工事の際には、除害施設として動植物油脂類等を分離させるグリーストラップ（グリース阻集器）の設置への協力と、設置後も定期的に清掃するなど適正な維持管理に努めるよう、飲食店等の責任者の方へご説明願います。

また、グリーストラップ等の除害施設を設置する際には、工事着手前に「除害施設設置計画届書」の届出が必要となります。

その他、下水の水質等に係る相談については、業務課水質指導担当（TEL 27-8746）にお問合せください。

（６）貸付金償還金の口座振替利用について

市では、お客さまの納付の利便性やコストの低減化のため口座振替の利用を積極的に勧めていただくようお願いしています。

お客さまから口座振替の希望がある場合、口座振替依頼書は工事完成時ではなく貸付申請書類の提出時と同時に提出するようお願いします。

完成時に提出した場合、金融機関の事務手続上、1ヶ月程度の期間を要することから1回目の償還に間に合わないことがありますので何卒ご留意願います。

(7) 貸付申請書作成の前に

下水道法では水洗便所への改造義務は建物所有者となっていることから、貸付の借受人も原則的に建物所有者となっています。ただし、下記のような場合は建物所有者でない方でも理由書を添えて申請することができます。(詳しくは「令和7年度貸付の手引き」参照)

- ① 建物所有者に収入が全くない場合・・・親族が代理申請できます。
- ② 建物所有者が死亡している場合・・・相続人の方が申請できます。
- ③ 家主の許可を得た借家人が申請する場合(居住住宅に限る)

貸付申請をするためには事前工事着手はできませんので厳守願います。

また、押印が不鮮明な書類が増えています。鮮明に押印されていることを確認のうえ、提出してください。

※ 貸付申請にあたり、貸付の手引き(別添資料)を参照してもわからないものについては、事前の相談を受付けますので、料金課調定担当(TEL 27-4132)にお問合せください。

(8) 料金課からのお願い

- ① 修繕工事報告書への記載について

お客様へ適正な料金を賦課するために修繕工事を施工した年月日と、完了時の水道メーター指針を記入して下さい。

- ② 水道の使用開始および中止について

解体業者や土地所有者等から解体による水の使用やメーターの返納、閉栓を依頼されることがあると思いますが、届け出が無いと料金の賦課が正常に出来ないため、解体工事での水の使用や閉栓およびメーター返納については、事前に水道お客さまセンターへご一報いただけると後の業務が行いやすくなるため、よろしくお願い致します。

4 給水装置・排水設備工事共通のお願い

指定事業者・指定業者・主任技術者および責任技術者におかれましては、それぞれの責任および役割を再認識し、給排水工事における手続き・手順をしっかりと行うようお願いします。

(1) 申請および提出書類等について

- ① 申請前には、必ず事前調査・打合せ等を行ってください。(本管や既設管の状況を確認)
- ② 受付時間短縮のため、事前調査等で閲覧した図面は必ず添付してください。

なお、調査時にお渡ししている図面の表示内容については、実際と異なる場合がありますので参考図としてご利用ください。

- ③ 申込および検査申請時の提出書類の不備が多く見受けられるので、チェックシートにより添付書類の確認を行ってから提出してください。

- ④ 各種提出書類は最新の様式を使用してください。新様式については、函館市公式ホームページの「申請書ダウンロード」のページからダウンロードするか、申請窓口を用意してあるものを使用してください。印漏れや記載間違いの原因になりますので、申請書類の様式を業者独自で作成している場合は、指定用紙と相違のないようお願いします。
各書類については、令和4年度より押印が不要となっているものが多くありますのでご注意ください。
- ⑤ 工期に余裕のない工事申込や検査申請の提出が見受けられます（工事の承認や検査日を急がせる等）。設計審査や検査の準備等に時間を要するため、余裕を持って早めに提出するようお願いします。また、承認前施工は処分の対象となりますので、絶対に行わないでください。
- ⑥ 所有者（申込者）や完成時期が異なる場合等は、別々の申込みとしてください。
- ⑦ 給排水工事のしゅん工図は、給水・排水それぞれ単独の図面で提出することを原則としますが、設計事務所等によって作成された給排水両方が記載された図面を利用して提出する場合にはそれぞれが明確に区分され、数値や管種等が判読可能なものを提出してください。また、しゅん工図に記載している設置箇所および申請者住所が、申込時と違う場合がありますので、提出前に十分確認したうえで提出してください。
- ⑧ 図面表記の数値等が小さすぎて拡大しないと見えない（読めない）ことがあるため、図面作成時には配慮してください。また、提出された図面は機械で読み取るため、薄い色や細い線を使用しないようお願いします。
- ⑨ 申請書類に熱で消えるボールペン（フリクションボール）の使用が見受けられます。申請書類では、使用できませんので確認したうえで提出するようお願いします。
- ⑩ 完成検査後に、検査員より指摘されしゅん工図を再提出する場合や、不備の書類等がある場合は速やかに提出してください。提出期限を決められ、期日内に提出がない場合は処分の対象となりますので、十分留意してください。
- ⑪ 工事申込時および設計審査時に、指導された箇所がしゅん工時に改善されていないことがあります。場合によっては改善工事が生じることもありますので、指導事項についての遵守をお願いします。
また、承認通知書などに添付された朱書きの訂正箇所についても、確認して訂正のうえ、しゅん工書類を提出するようお願いします。

（２）現場検査について

- ① 完成検査にあたっては、指名主任技術者（責任技術者）の立会のもと行うこととなっておりますので、指名主任技術者（責任技術者）は必ず立会うようにしてください。
- ② 指定事業者が異なる給排水同時完成検査において、各事業者の立会を要すると判断される場合は、必ず両方の指定事業者が立会うようにしてください。
- ③ 希望日当日の朝に完成検査や分岐立会の申込みをする工事事業者が多く見られます。その場合、時間の調整等がつかずご希望に添えないことが十分に考えられるため、必ず前日までに窓口や電話等で連絡（相談）してください。
やむを得ず、急を要する立会検査が生じた場合は、必ずブロック担当者の確認を得てから給排水立会検査予定台帳へ記入してください。また、立会検査日時の変更等が生じた場合は

速やかに検査担当へ連絡(相談)してください。

- ④ 現場検査時、一部の器具や設備が設置されておらず未完成であったため、後日改めて検査を行った事例がありました。主任技術者ならびに責任技術者は、現場の工期を把握ししゅん工したことを確認したうえで工事検査申請書および工事完成届書を提出してください。
- ⑤ 冬期間の検査においては、遅滞なく実施できるよう事前に除雪等のご協力をお願いします。
また、凍結防止のため通水できないという事例がありました。その場合メーターの通水確認および排水設備の検査はできませんので、建築業者等と事前に確認し、立会検査日の調整をお願いします。
- ⑥ 工事検査の担当区域は、本局をA・B・Cの3ブロック、東部営業所を東部ブロックとしています。東部ブロックの立会検査の曜日および時間については、地域性を考慮し、原則火曜日および木曜日の午前10時以降としてください。

(3) 給水装置工事承認通知書および排水設備計画確認通知書の電子公印化について

令和7年4月1日発行分(予定)より、上記承認通知書および計画確認通知書の公印については従来の押印(朱色)から電子公印による印影(黒色)に変わりますのでご注意ください。

5 指定工事事業者の登録等について

(1) 給排水指定工事事業者の登録等について

- ① 指定給水装置工事事業者の名称、代表者名、役員名、主任技術者名、住所、電話番号等の変更があった場合は、指定給水装置工事事業者指定事項変更届書を速やかに提出してください。
 - ② 指定排水工事事業者の名称、代表者名、専属責任技術者名、住所、電話番号等の変更があった場合は、指定排水設備工事事業者異動・廃止届書を速やかに提出してください。
- ※ ホームページや企業局だよりに掲載している指定事業者一覧表の修正を行うため。
- ③ 主任技術者および責任技術者の住所、勤務先、給水装置工事主任技術者選任届・解任届書および排水設備工事責任技術者の登録事項変更届書は速やかに提出してください。

※ 各届出を提出されない場合、違反行為に該当し、処分の対象になる場合があります。

(2) 給排水工事の違反行為の事例について

※過去の事例

○指定給水装置工事事業者

(業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき)

- ・無断通水、水道メーターの不正使用等およびその他の違反行為。(主として管理者の承認を受けずに工事施工した)

○給水装置工事主任技術者

（給水装置工事に関する技術上の管理を行わないとき）

- ・給水装置の配水管への取付け口から水道メーターまでの工事に係る工法，工期その他工事上の条件を守らないときおよび給水装置工事の完了の連絡をしないとき。

○指定排水設備工事業者

（事業運営基準違反）

- ・排水設備の新設，増設または改築の工事の施行に当たり，条例及び規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。

違反行為については「函館市企業局指定給水装置工事事業者および函館市企業局指定排水設備工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱および同措置基準」にて処分となりますので，指定事業者におかれましては十分留意し，適正な業務を行うようお願いします。

なお，重大な違反行為や再犯（２年以内）については，指定事業者の指定取消し（行政処分）および給水装置工事主任技術者の厚生労働省（令和６年４月１日からは国土交通省および環境省）への免状返納や排水設備工事責任技術者の資格登録が取消しとなるおそれがありますので，注意願います。

また，今回の取扱指針の改定で，給水の違反行為の措置基準のうち主任技術者選任等義務違反の項目で，主任技術者の兼業に関する規定が変更になっておりますので，注意願います。

6 情報提供

（１）誤接続防止の徹底について

平成２９年９月に東京都の下水道施設において，下水の三次処理水が配水管内に逆流し，周辺の住宅の給水栓から臭気のある水が流れ出るという事故が発生しました。原因を調査した結果，指定給水装置工事事業者でない者により，三次処理水配管を給水管に直結する工事が無届けで行われていたことが判明したものです。

給水装置への誤接合は，逆流による水道水の汚染を引き起こし，汚染された水道水による健康被害の発生など重大な事故につながる恐れがあるため，今般の事故を踏まえ，事前調査の徹底や適切な施工をお願いします。

（２）ガス管損傷事故の防止について

ガス事業者以外の者が行う建設工事等において，ガス管を損傷するなどの事故が毎年発生していることを受け，経済産業省よりガス管損傷事故の未然防止を徹底するよう協力依頼がありました。ガス事業者以外の者が行う建設工事等におけるガス事故は，全事故件数の約３割を占める状況が続いています。最近の事故事例では，敷地内水道工事において，電動工具にてガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し，作業員１名が負傷する事故（２０２１年８月）や，解体工事の重機作業時において，誤ってガス管（灯外内管）及び水道管を損傷し，損傷したガス管へ水道管からの水が流入したことで，本管を閉塞させ，近隣の複数の建物に対する供給支障事故（２０２２年２月）がありました。建設工事等に起因する事故の原因としては，建設工事等事業者が，①ガス管の存在を知らずに工事に着手した，②目的の配管と誤ってガス管を切断した，③ガス管の埋設位置を誤って認識していた，④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け，その後漏えいガ

スに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

このような事故を防止するため、埋設物の事前調査および作業員への周知を徹底し、ガス管が埋設されている付近での作業は慎重に行ってください。また、ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すみやかにガス事業者に連絡するようお願いします。

（緊急連絡先）北海道ガス(株)ガス漏れ通報 TEL 0570-009190 ※24時間体制
（ナビダイヤル）

（３）埋設・作業機械等による電気事故防止のお願いについて

北海道電力(株)より、送配電線等への接近・接触による電気事故防止について協力依頼がありました。電気事故が発生すると、作業員の感電など人命にかかわるのはもちろん、町全体が停電する可能性など、社会的影響も多大であります。

そのため、北海道電力(株)では、工事・作業現場付近に送電線・配電線がある場合、現場作業を安全に行うための打合せや、現場立会いを行っていますので、早めに下記まで連絡するようご協力をお願いします。

（連絡先）ほくでんネットワーク函館支店
0120-06-0912 ※24時間対応

（４）令和７年度（公社）日本水道協会 配水管工技能講習会について

配水管工技能講習会の開催日程については、（公社）日本水道協会ホームページ
(<http://www.jwwa.or.jp/>) → 「研修会・講習会のご案内」にて確認してください。

※ 問合せ先 〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番9号
（公社）日本水道協会 配水管工技能講習会事務局
TEL 03-3264-2496 FAX 03-3264-2237
受付時間 平日 9:00～12:00, 13:00～17:00

（５）令和７年度（公財）給水工事技術振興財団 給水装置工事配管技能検定会について

給水装置工事配管技能検定会の開催日程については、（公財）給水工事技術振興財団ホームページ
(<https://www.kyuukou.or.jp/>) → 「給水装置工事配管技能検定会」にて確認してください。

（６）令和７年度 排水設備工事責任技術者の試験日程について（予定）

- ① 受付期間 令和7年8月18日（月）～27日（水）
- ② 試験日 令和7年10月16日（木）（函館会場）
- ③ 合格発表 令和7年12月5日（金）
- ④ 会場 未定

詳細については、（一財）札幌下水道公社企画課企画係 TEL 011-818-3670へお問合せください。

（７）障害者差別解消法の施行について

平成２８年４月１日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）が施行されました。

この内容は、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の利権利益を侵害してはならない。」、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の利権利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。」と定められ、給水装置工事事業者も該当しますので、くれぐれも障害者の対応には注意をするとともに社内従業員への周知をお願いします。

７ その他

（１）４支所の区域の給排水業務について

４支所の区域での給排水工事の申請・検査および閲覧等の業務については、企業局庁舎４階の業務課で執り行っており、「函館市水道お客さまセンター東部営業所」ではこれらの業務を行っておりませんので、お間違えのないようご注意ください。

また、４支所の区域の道路上で漏水を発見した場合は水道修繕センター（TEL ８３－２６６１）へ、道路上で汚水があふれている場合（戸井地区）は、下水道管理センター（TEL ３１－７２１１）へ連絡してください。

（２）温泉に関する申請・相談

温泉に関する各種申請・相談等につきましては、管路整備室水道管路維持・温泉担当にて対応しますので、よろしくお願いします。（企業局庁舎４階 TEL ２７－０５８１）